

生活環境部の「運営方針と目標」(平成20年度)

生活環境部長 藤川 雅志

生活環境部調整担当部長 清水 富美夫

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

生活環境・住環境を守り、地域の特性を生かした快適なコミュニティの形成やNPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全・安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

商業・工業・農業等の特性に合わせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。また、消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化室、環境対策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、市民活動の支援、芸術文化の振興、環境保全・公害防止の施策の推進、環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進、安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源(平成20年4月1日現在)

職員数

職員数

生活環境部職員 50人

職員比率(正規職員)生活環境部50人/市職員1,047人 職員比率 約4.8%

予算規模

予算規模

平成20年度 生活環境部予算額

一般会計 5,108,730,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・協働型まちづくりの推進と芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進し、さらに芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」を目指し、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進していきます。

・環境保全の推進

環境問題は市民生活のなかで複雑、多様化しています。市民の快適な環境を保全するための公害対策に加えて、地球温暖化防止など地球環境問題に対する足元からの行動としての省エネルギー対策事業や、クリーンな新エネルギーの有効利用に積極的に取り組んでいきます。

また、本庁舎等の環境マネジメントシステム運用によりISO14001の認証を継続するとともに、市内施設へ簡易版環境マネジメントシステムを導入することで、さらに環境安全都市を目指します。

・ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、循環資源のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりに努めていきます。

・産業振興と生活者支援

産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で価値創造都市型産業及び都市型農業の振興を図るとともに観光まちづくりを推進します。

また、雇用確保や就労支援、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

・安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 安全安心まちづくり事業の拡充（安全安心課）<「施政方針」掲載事業>

生活安全推進協議会を中心に進めてきた安全安心の取り組みの成果は、着実な事業の推進により刑法犯罪発生件数の減少として表れてきました。

そこで、今まで取り組んできた安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充し、安全安心パトロール車の巡回強化や地域安全マップを活用した手作りによるマップづくりを進めます。また、安全安心メール登録者を拡大し、ICT（情報通信技術）の活用を図るとともに、東京都地域防犯モデル事業を連雀地区で実施するなど、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民・事業者・警察等関係機関との協働で取り組みます。

(目標指標：安全安心・市民協働パトロール参加者数 1,700 人、犯罪発生件数 5 % 減を目指します。)

2 家庭系ごみの減量・有料化の実施の検討(ごみ対策課) <「施政方針」掲載事業>

平成 20 年 3 月に策定したごみ処理総合計画 2015 に基づき、ごみ減量・資源化の取り組みを推進するとともに、ごみ処理の現状、減量・分別の方法やリサイクルの流れ等を分かりやすく広報・ホームページへ掲載し、情報の提供に努めます。また、家庭系ごみの有料化については、分別収集の成果の検証をさらに進めるとともに、新ごみ処理施設整備等に係る経費が増大すること、経常的なごみ処理経費の負担の公平性を確保することなどを踏まえ、ごみ処理総合計画 2015 の前期内の早期実施に向け、条例改正を目指します。

(目標指標：市民参加により、引き続きごみ減量キャンペーン等を 4 回実施します。また、ごみ減量・リサイクルの必要性に関するごみ処理情報を公開するとともに可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 19 年度比 1 % 減量を目指します。)

3 市内商店街活性化事業の推進(生活経済課) <「施政方針」掲載事業>

平成 19 年 3 月議会で議決された「三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会連合会が商工会と協力して実施する 10% プレミア付市内共通商品券事業を支援します。また同時に地域の商店会、商店会連合会、商工会への加入促進を図り、市内商店街及び地域社会の活性化を図ります。

(目標指標：共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者の参加及び商店会連合会・商工会の会員増加を目指します。)

4 観光振興事業の推進(生活経済課) <「施政方針」掲載事業>

平成 19 年 4 月 2 日に設立された「みたか都市観光協会」について、平成 20 年度早期の N P O 法人格取得に向けて支援します。また、同協会による「みたか観光案内所」の設置・運営、同協会が行うイベント、講座、姉妹・友好市町村等交流事業、太宰治顕彰事業等への支援を行います。また、市が主催する三鷹の森アニメフェスタの企画、運営業務を委託します。

(目標指標：みたか都市観光協会の N P O 法人格の早期取得、協会が実施する事業及びみたか観光案内所の円滑な運営を支援していきます。)

5 新たな都市農地・農業保全策の検討・推進(生活経済課) <「施政方針」掲載事業>

三鷹市都市農業研究会において平成 18、19 年度に実施してきた都市農地・農業保全策に関する調査研究を踏まえて、実現化に向けた具体的プログラムの検討等を行います。

(目標指標：具体的な施策に反映できるよう研究を進めます。)

6 絵本館プロジェクトの推進(コミュニティ文化室) <「施政方針」掲載事業>

絵本を通して子どもたちが豊かに成長することを目指す「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の特色ある地域拠点として、国立天文台敷地内に「星と森と絵本の家(仮称)」を整備し、天文台との連携により運営の準備を行います。また、引き続き子どもと絵本をつなぐ地域の活動に携わる担い手の育成と活動定着に取り組み、市内全域でプロジェクトを推進します。

(目標指標：星と森と絵本の家(仮称)の整備に取り組みます。)

- 7 太宰治顕彰事業の推進（コミュニティ文化室）（生活経済課）＜「施政方針」掲載事業＞
三鷹市ゆかりの作家・太宰治について、平成 20 年度に没後 60 年、平成 21 年度に生誕 100 年、平成 22 年度に三鷹市制施行 60 周年に伴う関連事業の一環として、顕彰事業を「民学産公」の協働により実施し、太宰治の人となりと文学世界を三鷹市から内外へ発信するとともに、人・地域の交流、芸術文化のまちづくりを推進します。顕彰事業の拠点施設として平成 20 年 3 月に開設した「太宰治文学サロン」について、展示資料の充実を図るとともに、トークサロンを開催します。また、太宰治没後 60 年を記念して三鷹市美術ギャラリーにおいて「太宰治特別展(仮称)」を開催します。
「太宰治 没後 60 年・生誕 100 年記念事業」の一環として、市内事業者等が行う太宰関連グッズの開発等を支援します。
(目標指標：文学サロンの運営、トークサロン及び太宰治特別展(仮称)を開催するとともに太宰関連グッズの開発等を支援します。)
- 8 新ごみ処理施設の整備（ごみ対策課）＜「施政方針」掲載事業＞
ふじみ衛生組合を事業主体とし、平成 20 年 3 月に策定した新ごみ処理施設整備実施計画に基づき、引き続き環境影響評価書案を作成し、環境影響評価業務を実施します。また、これと平行して都市計画決定手続きを進めます。
(目標指標：環境影響評価書案を作成し、新ごみ処理施設の平成 25 年度稼働を目指します。)
- 9 I S O 14001 の運用及び簡易版の導入（環境対策課）＜「施政方針」掲載事業＞
平成 20 年度の市庁舎等の環境マネジメントシステムは、継続的改善によるシステム運用を行い、2 年目の定期審査を経て、認証を継続します。また、環境センターの環境マネジメントシステムは、昨年認証再取得後 1 年の定期審査を受審し、認証を継続します。
また、平成 19 年度に策定した簡易版環境マネジメントシステムを市直営施設に導入し、準備期間を経て、10 月から本格的運用を開始します。
(目標指標：市庁舎等の環境マネジメントシステムを運用し、定期審査で認証を継続します。市直営施設への簡易版環境マネジメントシステムを導入します。)
- 10 市民協働センターの運営の充実（コミュニティ文化室）＜「施政方針」掲載事業＞
市民協働センターの開館 5 周年記念事業として「第 7 回みたか市民活動・N P O フォーラム」を市民企画により開催します。また、市民協働センターの運営の充実を図るため、市民と行政との協働による特定非営利活動法人を設立します。
(目標指標：市民協働センター開館 5 周年記念事業として「みたか市民活動・N P O フォーラム」を市民企画により開催します。市民協働センターの運営の充実を図るため、特定非営利活動法人を設立します。)
- 11 消費者相談及び啓発・情報提供事業の拡充（生活経済課）
市民の暮らしを守り、安全安心な暮らしの質的向上を図ることを目的に、消費者被害の未然防止策(消費者相談員による出前講座の充実や関係機関との連携による各種セミナーの開催)を充実します。また、消費生活に関する啓発・情報提供の拡充を図ります。
(目標指標：消費者相談、各種消費者セミナー等を充実します。)